

新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等に基づく対策実行支援 申請受付期間・助成対象期間を延長します！

東京都及び公益財団法人東京都中小企業振興公社は、新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等に基づく対策実行支援について、申請受付期間及び助成対象期間を延長することとしましたので、お知らせします。

変更点

- ・ 申請受付期間
〔変更前〕令和2年6月18日（木）から同年10月30日（金）まで
〔変更後〕令和2年6月18日（木）から **同年12月28日（月）まで**
- ・ 助成対象期間
〔変更前〕令和2年5月14日（木）から同年12月31日（木）まで
〔変更後〕令和2年5月14日（木）から **令和3年2月15日（月）まで**
※令和2年11月以降申請受付分のみ変更後の助成対象期間とします。

募集概要

- （1）助成対象：令和2年5月14日現在、都内に登録簿上の本店又は支店があり、都内で実質的に事業を行っている中小企業者（会社及び個人事業者）、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、中小企業団体等
- （2）助成内容：ガイドライン等に基づく感染予防対策に直接必要な費用
 - ・ 助成対象経費：①内装・設備工事費
（例）パーテーション設置工事、換気設備設置工事、等
②備品購入費（1点あたりの購入単価が税抜10万円以上）
（例）サーモカメラ・サーモグラフィの購入、等
 - ・ 助成限度額：50万円（ただし、内装・設備工事費を含む場合は100万円）
※申請下限額10万円
 - ・ 助成率：助成対象経費の3分の2以内
 - ・ 助成対象期間：令和2年5月14日（木）から **令和3年2月15日（月）まで**
※令和2年11月以降申請受付分について適用
- （3）受付期間：令和2年6月18日（木）から **同年12月28日（月）まで**
※予算額に達した場合には、受付期間中でも受付を終了します。
- （4）申請方法：①東京都中小企業振興公社HPから募集要項・申請書をダウンロード
②募集要項を熟読の上、申請書を作成
③申請書及び添付書類を簡易書留等の方法により事務局宛に送付

 <書類送付先>
〒101-8691 日本郵便株式会社 神田郵便局 郵便私書箱第98号
公益財団法人東京都中小企業振興公社
感染予防対策ガイドライン実行支援事業事務局
 <お問い合わせ先>
電話 03-4326-8174
- （5）その他：詳細は公社HP「感染予防対策ガイドライン実行支援事業」掲載の募集要項をご覧ください。
<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/guideline.html>



問い合わせ先 （事業全般に関すること）産業労働局商工部経営支援課
電話 03-5320-4798
（助成金に関すること）公益財団法人東京都中小企業振興公社
電話 03-4326-8174